

(仮称) 春日井市市民活動促進のための基本指針 (案) に
対する市民意見の概要及び市の考え方

1 募集期間

平成 24 年 8 月 31 日 (金) から 10 月 1 日 (月) まで

2 募集方法

広報 9 月 1 日号で募集記事を掲載し、市民活動推進課、市民活動支援センター、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館、レディヤンかすがい、総合福祉センター及び市ホームページにおいて「(仮称) 春日井市市民活動促進のための基本指針 (案)」を公表し、郵送、ファックス、電子メールなどで意見を募集

3 意見提出者等

意見提出者	5 名
意見数	6 件

4 結果の公表場所

市民活動推進課、市民活動支援センター、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館、レディヤンかすがい、総合福祉センター及び市ホームページにおいて公表

市民意見に対する市の考え方

	意見の概要	考え方
1	<p>地域づくりの課題を市民が共有することは重要であるが、市民のまちづくりに対する意識が薄いことや、町内会加入世帯の減少などが課題になっている。</p>	<p>区・町内会・自治会を中心とした地域の活性化には、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、積極的に地域と関わる事が不可欠であると考えます。</p> <p>こうしたことから、今回の指針では地域の活性化に向け、市民の皆さんが担う役割を16ページに記載しました。</p> <p>また、同じく16ページに行政が担う役割として、区長町内会長連合会と連携し加入促進に努めることなども記載しています。</p>
2	<p>こうした指針を示しても、地域の現状はあまり変わらないのではないかと。</p> <p>地域の現状を変えるのは、その時の役員の気持ち次第であると思う。</p> <p>そのため、指針が策定された後で、特色ある地域、成功した地域の事例を区長町内会長連合会主催の「地域づくり推進大会」の活動事例発表などで発表してもらい、役員の意識の向上を図ることが必要だと思う。</p>	<p>地域の活性化には役員の意識の向上も大変重要な要素であると考えます。</p> <p>今回の指針では、16ページの行政の役割の中で、講座や研修会を実施し人材育成に努めることや、先進的な活動事例を紹介することを記載しており、今後も区長町内会長連合会と協力して、活動事例集の発行や、地域づくり推進大会での活動事例発表などを行い、役員の意識の向上が図られるよう務めてまいります。</p>
3	<p>指針に示すとおり、地域の活性化には町内会を中心として、ボランティア団体やNPO、地元商店街、企業などが連携して活動していくことが重要になると思う。</p> <p>町内会が持つ、地域を包括する力と、ボランティア団体、NPO、商店街、企業などが持つ、専門性や物的、人的な資源を有効活用し、一体となった活動ができれば、町内会における役員のなり手不足や、高齢化による活動の停滞なども打開できるのではないかと感じた。</p> <p>ただし、そこで必要になるのが、団体間をつなげるための情報発信やコーディネ</p>	<p>近年、様々な分野の活動を行うNPOやボランティア団体、さらに社会貢献活動を行う企業等が積極的に地域に貢献しています。</p> <p>しかし、その情報が区・町内会・自治会等の地縁型団体に十分に伝わっていないのが現状です。</p> <p>そこで、重要な役割を担うのが市民活動支援センターであり、様々な活動団体の情報を積極的に収集し、団体同士のコーディネート機能を充実していくことが重要であると考えます。</p> <p>今回の指針では21ページに市民活動支援センターの機能を活用することや、コ</p>

	意見の概要	考え方
	<p>ネット機能の充実であり、市民活動支援センターへの期待が高まる。</p> <p>現在、市民活動支援センターが持つ機能をさらに充実させ、団体間の協力、連携がしやすい環境を整えていくとともに、登録団体始め市民活動団体の意識の向上を図っていくことが、地域活性化への第一歩になるのではないかと。</p>	<p>一ディネット機能を充実することを「取組」の「考え方」として記載しています。</p> <p>また、NPOやボランティア団体が地縁団体と連携して地域の問題解決に取り組むことなどを記載しています。</p>
4	<p>町内会は最も住民に近い団体であり、地域活動の中心であると思うが、行事等に必要な知識や専門性、要員の確保など様々な課題を抱えている。</p> <p>また、町内会だけで活動していくには、人的、物的、財政的にも負担が大きくなるが、色々な団体の協力が得られるならば、負担の軽減や新たな団体同士のネットワークを築くことが期待できる。</p> <p>この指針をより多くの方が読み、活用し、町内会活動のヒントにすることが求められ、そして行政としては更なるバックアップを期待するものである。</p>	<p>町内会だけでは人的、物的資源に乏しいこともあり、活動していく上で負担が大きくなることも考えられます。そこで、今回の指針21ページの「取組」の「考え方」の中で、地域資源の有効活用として、地域の企業や大学の人的、物的資源を活用することや活動団体相互の連携の「取組」の「考え方」として地域のイベントを開催する際にNPO、ボランティア団体、企業等にも参加を促すことなどを記載しています。</p> <p>また、この指針をより多くの方に読んでいただき、活用していただくことが重要であるため、本編とは別に概要版を作成し、区・町内会・自治会を始め、各種市民活動団体に配布します。</p> <p>また、市民活動の主役である区・町内会・自治会を始めとした各種市民活動団体に対し、できる限りの支援を行ってまいります。</p>
5	<p>区・町内会・自治会を中心として各種市民活動団体が連携することで地域の活性化につなげていこうという方向性は理解できるが、区・町内会・自治会は地域によって実情は様々であり、この指針に描かれている理想像がすべての団体に当てはまるものではないということは行政として認識しておく必要がある。</p>	<p>地域の実情は様々であることから、この指針は画一的に方向性を示しているものではありません。</p> <p>今回の指針をヒントにしていただき、各地域の実情に応じた活動を、地域の皆さんで考えていただき、活性化につなげていただくことが大切であると考えます。</p>

	意見の概要	考え方
6	<p>他団体と連携できる団体の情報を市民活動支援センターで収集・発信するとともに、団体間をつなげるコーディネートを積極的に行い、連携を広めていくことが重要である。</p> <p>具体的には、文書作成や情報発信、イベントや行事に参加、防犯や防災活動に参加協力、住んでいる外国人とのコミュニケーションを図る、福祉活動の充実に参加などがあげられる。</p> <p>連携の実績をモデルとして他の区・町内会・自治会に広め、その活性化を図ることも必要ではないか。</p>	<p>団体間が連携していくためには情報の収集・発信が非常に重要です。</p> <p>今回の指針21ページの「取組」の「考え方」の中で、市民活動の情報を収集・発信できる市民活動支援センターの機能を活用することや、活動団体相互の連携として市民活動支援センターのコーディネート機能を充実することなどを記載しています。</p> <p>また、市では区長町内会長連合会と協力し、連携の事例を地域づくり推進大会や町内会活動事例集などで紹介するなどし、活性化を図っていきます。</p>